表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成 年度

都道府県		運行系統名	地域間幹 線 / 地域	確保維持事 業に要する	幹線特	t		ダー系統の基準適合 前助対象の基準」)	Ì
(市区町村)	運行予定者名	(申請番号)	が 内フィー ダーの別	国庫補助額 (千円)	例措置	乗合バス 型 / デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	地域内フィーダー			乗合バス型	(2)	生活交通として、鉄道又は他のパス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-6)	地域内フィーダー			乗合バス型	(2)	生活交通として、鉄道又は他のパス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	
	株式会社千葉交タクシー	(3) 小見川乗合タクシー	地域内フィーダー			デマンド型	(2)	休止する小見川循環パスを引き継ぎ、生活交通として、鉄道又は他 のパス路線との乗り継ぎを考慮し た共通乗降場所を設定	
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
	合	計							

(注)

- 1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するか について記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

1.申請事業者の概要

*****	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の	営業	単収益			ŦF	7	営業:	外収益			千円	経常	似益(イ)		千円
前々年度(基準期間)の 損益状況	営業	養用			ŦF	"	営業:	外費用			千円	経常	費用(口)		千円
J	営業	美損益			ŦF	9	営業:	外損益			千円	縚	2常損益	ì		千円
補助対象期間の前々年度	の実車走	行キロ((八)			km						経	常収支	率		%
	乗	合	バ	ス	事	業		自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	単収益			ŦF	9	営業:	外収益			千円	経常	'収益(1	ſ ')		千円
損益状況	営業	養用			ŦF	9	営業:	外費用			千円	経常	費用(口]')		千円
	営業	美損益			ŦF	9	営業:	外損益			千円	縚	2常損益	ì		千円
基準期間の前年度の実	軍走行キ	-ロ(ハ')			km						経	常収支	率		%
	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	単収益			ŦF	9	営業:	外収益			千円	経常	'収益(1	ነ ")		千円
損益状況	営業	養用			ŦF	7	営業:	外費用			千円	経常	費用([□")		千円
	営業	美損益		•	ŦF	9	営業:	外損益			千円	縚	2常損益	ì		千円
基準期間の前々年度の	実車走行	キロ(ハ	")			km						経	常収支	率		%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

-	(開助が)水手未日の 至	一一一 で取べ十尺にする圧		大手にリーロコルノ紅市リ	(m d)
	補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷八"= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷八'= b	ナロ当たけ経営書田	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
		円 銭	円 銭	円 銭	%
ſ	•	円 銭	円 銭	円 銭	%

[「]基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2.キロ当たり補助対象経常費用及び収益

_									
	補助ブロック名	補助対象事業者の 行キロ当たり経常 c×(1+(d÷2)) ²		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費月 ニとホのいずれか少な へ		キロ当たり経常 イ÷ハ	常収益
		円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
ſ		円	銭	円	銭	円	銭	円	銭

3.補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

	11111111			<u>, </u>	, 65	/ 13/		- 47 5-1-1	<u> </u>										
4-8	n		VE (=	ĭ	重行系統	1		11-12-12-1		系統=	‡口程			プロック外 分のキロ程	市区田	助プロック 「村外乗入	補助ブロック外乗 及び同一補助ブロ 村外乗り入れ部:	コック市区町	計画実車走行キロ
	助ブウ名	申請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行 回数				7			部分	のキロ程	口程の比	比率	
										7	F			IJ		ヌ	(チ - (リ+ヌ))) ÷ チ = ル	Ŧ
							目	0	往	. K m	(平均)	往 .	Κm	(平均)	往 . Kr	1 (平均)		%	. k m
								비	復	. K m	. K m	復 .	Κm	. K m	復 . Kr	n . K	n		. KIII
							目	0	往	. K m		往 .	Κm		往 . Kr	ı		%	. km
								비	復	. K m	. K m	復 .	Κm	. K m	復 . Kr	n . K	n		
							В		往	. K m		往 .	Κm		往 . Kr	ı		%	. km
								凹	復	. K m	. K m	復 .	Κm	. K m	復 . Kr	n . K	n		. KIII
							В	0	往	. K m		往 .	Κm		往 . Kr	ı		%	. km
								凹	復	. K m	. K m	復 .	Κm	. K m	復 . Kr	n . K	n		. KIII
	_	±⊥	亚 幼						往	. K m		往 .	Κm		往 . Kr	ı			1, 20
	合	āl	系統						復	. K m	. K m	復 .	Κm	. K m	復 . Kr	n . K	n		. k m

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助プロック市区町村外乗入部分以下のより 対のようでは、	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の 額:ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワ - カ=ヨ	∃×ル=ソ	'n	ツ×1/2=ネ	t	Þ
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円	/	
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合	計	円	円 銭	円	円	円	千円	千円	千円	千円

		経常収益を控除	損失額から国庫補助額を控				ウの	負担者とその	D負担割合			
補助ブロック名	申請番号	した額	除した額	都道施		市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の者」
		ニ×ヲ・カ=ム	ム - ラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	の具体的概 要
		円							/	/	/	
		円										
		円										
		円			/	/	/	/		/		
合	計	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

(1817)8(7(1911)	111								
補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走 口当たり経常収益 (基準期間の前々年度)		補助対象系統の実車走行 ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度)	行 丰 f	補助対象系統の実車走行 口当たり経常収益 (基準期間) g		平均増減率 (((f ÷ e)-1) + ((g ÷ f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	P	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書。(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

事業者名 年度

1.申請事業者の概要

	乗合パ	ぶる事業	· 自 家 用 有	償 旅 客	運送
補助対象期間の 前々年度の	営業収益	千円	営業外収益 千円	経常収益(イ)	千円
損益状況	営業費用	千円	営業外費用 千円	経常費用(口)	千円
	営業損益	千円	営業外損益 千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (八)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(二)	時間	経常収支率	%

2.時間当たり補助対象経常費用及び収益

4・時间当たり開助)	り家紅市貝用及び収益							
補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ		地域時間当たり 標準経常費用 へ		時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	į B	時間当たり経常収 イ÷ハ÷ニ=チ	
	円	銭	円	銭	円 銵	戋	円	銭
	円	銭	円	銭	円 銵	戋	円	銭

3.補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

つ・作用は	いとうしゃ	、水池し	こにま	てん のき	₹ <i>I</i> TI\	只担日	こての貝	12 취 ㅁ				
			ï	重行系統				1回あたりサービス提	リのうち補助プロック外 乗入部分に係るサービス	リのうち同一補助 プロック 市区町村外乗入	補助プロック外乗り入 れ部分及び同一補助プ ロック市区町村外乗り	計画サービス提供時
補助ブ ロック名	申請番号	運行 系統名	発地	営業 区域	着地	計画運行 日数	計画運行 回数	供時間	提供時間		入れ部分以外のサービ ス提供時間の比率	間
				区域				IJ	ヌ	JV	(リ - (ヌ+Jレ))÷リ= ヲ	ワ
	1					日	回	時間	時間	時間		時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合	計	系統						時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト× ワ以下の 額∶カ	チ×ワ以上の 額∶∃	カ - ヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	Þ	Д
	1	円		円	円	千円	千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合	計	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

	申請	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合								
補助ブロック名				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の
		ホ×ワ - ヨ=ウ	ウ - ム=丿	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
0	1	円										
	2	円										
0	3	円					$ \ /\ \ /\ $			$ \ /\ $		
	4	円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	_

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載 すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間、(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが 異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位 $(0.1\sim0.9$ 千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

市町村名	
TT #1 / N 2	善 香取市
11211111111	11 47 II

(単位:人)

	(十世・八)
	人口
人口集中地区以外	72,569
交通不便地域	6,882

交通不便地域の内訳

是一个文化物的自由							
人口	対象地区	根拠法					
6,882	小見川地区	局長指定					

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。 なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2.「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3.「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5.「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)